

## 薬事審議会 議事概要

(開催要領)

I 日 時 令和5年11月1日(水) 午後3時30分～午後5時

II 場 所 徳島グランヴィリオホテル 1階 ヴィリオルーム  
徳島市万代町3丁目5-1

III 出席者

委員 (敬称略)

県

富田 純弘

森口 浩徳 保健福祉部長

藤原 克之

高瀬 真紀 薬務課長

和田 朱実

富永 治男

組橋 由記

竹内 恵美子

湊 省

土屋 浩一郎

合田 光寛

今川 洋

山田 麻記

生長 まち

紅露 清恵

IV 会議次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 会長・副会長の選任について

(2) 審議事項

「徳島県薬剤師確保計画」について

4 その他

(1) 報告事項

「知事指定薬物」の指定状況について等

5 閉 会

◇資料

令和5年度第1回徳島県薬事審議会

資料1-1 薬剤師確保計画ガイドライン（概要）

資料1-2 薬剤師確保計画ガイドラインについて

資料2 薬剤師偏在指標の算定について

資料3-1 徳島県の薬剤師偏在指標及び薬剤師確保計画

資料3-2 徳島県薬剤師確保計画（素案）

資料3-3 第7次医療計画（抜粋）\_\_第6章第3「薬剤師の養成・確保」

資料4 「知事指定薬物」の指定状況について

資料5 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案の概要について

V. 会議録

（1）会長・副会長の選任について

（事務局）

今回は、令和5年10月1日付の委員改選後、最初の審議会となっておりますので、議事1の会長、副会長の選任につきましては、私の方で進行を務めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。会議次第に基づき、議事1、会長、副会長の選任を行います。審議会設置条例第4条により、「当審議会には、会長、副会長をそれぞれ1名置くこととし、委員の互選によりこれを定めること」とされておりますが、どなたか御推薦等ございますでしょうか

（委員）

推薦と言ってもなかなか難しいと思うので、事務局の案がありましたら、提示していただければ、審議しやすいんじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

（事務局）

事務局の案としましては、会長を、徳島大学の土屋委員に、副会長を、徳島県薬剤師会の和田委員にお願いしてはと思えますが、いかがでしょうか。

（委員）

異議なし

（事務局）

それでは、異議もございませんので、会長を土屋委員、副会長を和田委員とさせていただきます。

当審議会では会長が総理することとなっておりますので、議事進行は、会長にお願いしたいと存じます。では、会長、前の方へお願いします。

(2) 「徳島県薬剤師確保計画」について

- ・事務局から資料1-1～3-3により薬剤師確保計画ガイドライン及び徳島県薬剤師確保計画（素案）を説明し、内容について了承された。

(会長)

ご説明ありがとうございました。

国の方の薬剤師確保計画ガイドライン資料1-2の内容を、かみ砕いてご説明いただきまして、それに基づいて、徳島県の現状を県全体としてと、医療圏ごとに分けて、説明していただきました。結論としては、この資料の3-2のところの最後のページにまとめていただきました。

そうしましたら、まず、ただいまのご説明に対しまして、何か御質問、御意見がありましたらいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(委員)

地方に行けばいくほど人口減少率ですね、もっと激しいと思うのですが、そういうのも計算に入っていますか。

(事務局)

今統計的に発表されている人口推計値を基に、この数値は全部算出されておりますので、今、現時点でのその予測値を基に算出をされています。

(会長)

ありがとうございました。その他何かございませんか。

(委員)

素案はそのまま素晴らしいものができてるのかなと思うのですが、そもそも今回この偏在を調べることになったきっかけは、病院薬剤師の不足しているところがあったかと思うのですが、その中で、本当は薬剤師がたくさん徳島県にいてほしいということなんですけど、病院薬剤師の方を、重点的に確保できるような感じの案みたいなのを入れてはダメなんですか。

(事務局)

現在は、病院に特化した書き方をしていなくて、病院と薬局いずれもという風な書き方をしているんですが、おっしゃるとおり、業態別に見たときに、病

院の方が少ないというのがあります。実際の施策と言いますか、例えば現場に行って学生さん相手に話をするときには、病院をより押すような内容にはしていきたくないと思っているところなんです、具体的に病院に特化した施策の書き方にはしてないというところなんです。

(委員)

実際の施策で対応していただけるということで、わかりました。ありがとうございました。

(会長)

その他、いかがでしょうか。

(委員)

先ほど説明がありましたように、基本的に、徳島において、相対的に、全国的に見ると、薬剤師の数は少ないというわけではないんですけれども、先ほどご質問されましたように、人口動態が今後非常に地域ごとに大きく変動する可能性、特に減少していく可能性が極めて強いです。それに伴って、いわゆる医療における薬剤業務の必要度というのがかなり大きく変動してくる可能性があります。それがまず第一点。

第2点としましては、薬剤師の業務が、特に病院薬剤師において、その業務が大きく変化する可能性が極めて強い。特にここ数年間の、新型コロナ感染に伴いまして、いわゆる感染予防に関しまして、薬剤師に求める要素というのが極めて大きくなってきて感じております。そういう観点からも、今後、医療において薬剤師に求める業務量がきっと増えていくんじゃないかというふうに思っております。そういうのも含めて、3年ごとに見直していくというのは非常に合理性があると思いますので、そういう方向でやっていただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(委員)

田舎のことばかり言って恐縮なんですけども、特に地方の高齢者の、一人暮らし、病院に行きたくて、もう足がなく、タクシー代が往復1万円くらいかかったり、そういう方も結構いらっしゃいますので、薬剤師の方が、病院を拠点としながら、月1回でも、そういう方を訪問して、お薬をお渡しするとか、来てもらうのではなく出かけていくような、そういうのも考えていただければあり

がたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

(会長)

今、いくつかご意見頂戴しましたけども、例えば人口減少に伴う指標の見直しとかですね、病院薬剤業務がこれからも変化していくのに対して、偏在指数っていうのも動かしていく必要があるかなというところで、その点につきましては、事務局の方でお作りいただいた資料3-3の5ページのところの薬剤師確保の方針というところで、その辺りも、触れていただいているように思います。特に、5ページの下から2つ目のところ、1番下のところ、次の6ページのところですが、この辺りですね、今後見直していくというふうなところもフォローするというような表現がございますので、今委員の先生方からいただいた内容もこの案には、取り込まれているのではないかと思いますので、いかがでしょうか。この、資料3-2薬剤師確保計画につきましては、軽微な文言の修正は含めるとしまして、お認めいただくという方向でよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

それでは、そのように対応させていただきます。ありがとうございました。

## 2) 「知事指定薬物」の指定状況について

「徳島県薬物の濫用の防止に関する条例」第16条第2項第2号により、東京都及び大阪府で指定された物質について、迅速処理により徳島県でも指定したことを報告し、了承された。

(会長)

ありがとうございました。この説明について御意見、御質問等はございますでしょうか。

(委員)

知事指定薬物に関しての質問です。資料を見ますと、県が指定した後に大臣指定され、県の指定は失効していると思います。そうならない、県の指定が失効していないものはどれぐらいありますか。

(事務局)

本日時点ですと、資料4の4頁の上段のとおり、ちょうど本日11月1日に指定された3物質は、まだ失効していません。よって3物質です。

(委員)

今のところ、県で指定されたものは、すぐ大臣指定されているのですか。

(事務局)

そうなっています。

(委員)

時系列を確認したいのですが、東京や大阪で指定されて、徳島県でも指定され、その後に全国で、という流れに大体なっているのですか。

(事務局)

そうなっています。

(会長)

他にどうでしょうか？

それでは、無いようですので、以上で本日の議事を終わらせていただきます。委員の先生方には進行に御協力をいただきありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しします。